

[平成 25 年 3 月 19 日公益認定]
平成 25 年 4 月 1 日登記]

公益財団法人阿部育英基金定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人阿部育英基金という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都国立市に置く。

第 2 章 目的および事業

(目 的)

第 3 条

この法人は、高等学校の通信制課程に在学する者のうち、学術優秀、品行方正でありながら、経済的理由によって修学が困難である者に対し、奨学援護を行い、もって社会有用の人材育成に努めることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 奨学金の給付
- (2) 奨学金を受ける生徒の補導
- (3) その他この法人の目的を達成するため必要な事業

2 前項各号の事業は、日本国内において行うものとする。

3 第1項各号の事業を行うにあたっては、理事会の決議により定める奨学規程によるものとする。

第 3 章 資産および会計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) この法人設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 阿部さだの寄付に関わる財産
- (3) 資産の確実な運用による利益
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

- 第6条 この法人の資産は、基本財産と運用財産の二種類とする。
- 2 基本財産は、次の各号をもって構成する。
 - (1)設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2)阿部さだの寄付に関わる財産
 - (3)基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (4)理事会および評議員会で基本財産に繰り入れることを承認した財産
 - 3 この法人の公益財団法人への移行時の基本財産は、末尾別表に記載した基本財産とする。
 - 4 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の管理)

- 第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。
- 2 基本財産の一部を処分しようとするとき、および基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会および評議員会の承認を要する。

(資産の運用・管理)

- 第8条 この法人の資産の管理・運用は理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により定める経理規程・資金運用規程によるものとする。

(経費の支弁)

- 第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、寄付金（但し、第6条第2項第3号の寄付を除く。）、および資産の確実な運用による利益等の運用財産で支弁する。

(事業年度)

- 第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

- 第11条 この法人の事業計画書および収支予算書は、毎事業年度の開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経た上で評議員会の承認を得て、行政庁に提出しなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- また、当該年度が終了するまでの間、事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

- 第12条 この法人の事業報告および決算は、毎事業年度終了後、理事長が次の書類（以下、「事業報告書および貸借対照表等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で定期評議員会の承認を得るものとする。

- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告書の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - (7) キャッシュ・フロー計算書
- 2 前項の規定により承認を受けた事業報告書および貸借対照表等については、毎事業年度の終了後3か月以内に行政庁に報告しなければならない。
- 3 第1項の規定により承認を受けた事業報告書および貸借対照表等のほか、次の書類を事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。また、定款についても備え置くものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事および監事ならびに評議員の名簿
 - (3) 理事および監事ならびに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
 - (4) 運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第13条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

（評議員の定数）

第14条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

（評議員の選任および解任）

第15条 評議員の選任および解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならぬ。

- (1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員およびその配偶者または3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用者

ニ 口またはハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭
　その他の財産によって生計を維持しているもの
ホ ハまたはニに掲げる者の配偶者
ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生
　計を一にするもの

(2)他の同一団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合
　計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者または
　管理人の定めのあるものにあっては、その代表者または管理人）または業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員および地方公共団体の議
　会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人または同条第3
　項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）または認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(3)この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人およびその親族その他特殊の関係にある者の合計数、または評議員のいずれか1人およびその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事およびその親族その他特殊の関係にある者が含まれてはならない。

（評議員の任期）

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了の時までとする。

3 評議員は第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第17条 評議員に対して、各年度の総額が10万円を超えない範囲で、報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会が別に定める「役員および評議員の報酬等ならびに費用に関する規程」による。

第5章 評議員会

(構 成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1)理事および監事の選任または解任
- (2)貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計画書）の承認
- (3)定款の変更
- (4)残余財産の処分
- (5)基本財産の処分または除外の承認
- (6)奨学生選考委員の決定
- (7)その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開 催)

第20条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に、1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項および招集理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならぬ。

- (1)監事の解任
 - (2)定款の変更
 - (3)基本財産の処分または除外の承認
 - (4)その他法令で定められた事項
- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 前各項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
2 議長および当該評議員会において選任された出席者の代表2名以上が、前項の議事録に記名押印の上、これを保存する。

第6章 役員

(役員の設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。
(1)理事 3名以上9名以内
(2)監事 2名以内
2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。
3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第1号の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第26条 理事および監事は、評議員会の決議によって選任する。
2 理事長および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
3 理事のうちには、理事のいずれか1人およびその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）および評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）ならびにこの法人の使用

人が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務および権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 常務理事の権限は、理事会が別に定める職制規程により、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長および常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した理事の補欠または増員により選任された理事の任期は、退任した理事またはその他の理事の任期の満了する時までとする。
- 4 任期の満了前に退任した監事の補欠により選任された監事の任期は、退任した監事の任期が満了する時までとする。増員により選任された監事の任期は第2項による。
- 5 理事または監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第30条 理事または監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて解任することができる。

- (1)職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第31条 理事および監事に対して、報酬を支給することができる。

- 2 理事および監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会が定める「役員および評議員の報酬等ならびに費用に関する規程」による

第7章 理事会

(構 成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 第25条第3項の規定により代表理事および業務執行理事となる理事の選定
および解職

(招 集)

第34条 理事会は、理事長が招集するものとする。

- 2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議 長)

第36条 理事会の議長は理事長とする。ただし第34条第2項の場合は、出席した理事の互選により選出する。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 事務等

(事務等)

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局および必要な事務職員を置くことができる。

(1) 事務職員は、理事長が任免する。

(2) 事務職員は、別に定める規程により給与を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、事務の全部、または一部を委託することが出来る。

第9章 委員会等

(委員会)

第39条 この法人には、次の委員会を置く。

(1) 奨学生選考委員会

(2) その他理事会の定める委員会事務職員は、理事長が任免する。

2 前項に定める委員会の組織および運営については、奨学規程の定めによる。

第10章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条および第4条ならびに第15条についても適用する。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日または当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国

もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、この法人の目的に類似の目的を有する公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公 告

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、電子公告および主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法で行う。

附 則

- 1 この法人の前身である財団法人阿部育英基金の設立(昭和 39 年 10 月)当初の理事・監事は、次に掲げる者である。
(理事) 前田義徳、岡田秀一、高田元三郎、千葉雄次郎、原文兵衛、溝上鈴、森戸辰男
(監事) 阿部さだ、小野吉郎
- 2 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立を行ったときは、第 10 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この法人の最初の代表理事は原田豊彦、業務執行理事は光井正人とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
飯島篤、大川隆司、大須賀忠昭、菊池哲郎、杉下俊雄、田久保勇、東條園弘、中里毅、中村克史、松本正之

附 則

この定款は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 30 年 9 月 4 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

基本財産（第6条関係）

財産種別	場所・数量等	
有価証券	大和証券	209,245,350円
"	みずほインベスタートーズ証券	67,000,000円
"	みずほ証券	49,684,500円
"	三菱UFJモルガン・スタンレー証券	83,879,980円
定期預金	中央三井信託銀行	3,539,063円